

日米の高等教育の質保証について

アクレディテーション・システムの視点から

大学基準協会 前田 早苗

はじめに

大学基準協会の大学評価について

1 大学基準協会について

- ・ 1947年にアメリカの地区基準協会をモデルとして創立した自立的大学団体
- ・ 国・公・私立 46 大学が発起校
- ・ 創立の趣旨
「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」
- ・ 1951年に第1回相互資格審査を実施。以来、1995年まで、適格判定審査を実施
- ・ 1996年から、自己点検・評価に基づく評価を開始。
加盟判定審査 - 新たに大学基準協会の正会員になるための審査
相互評価 - 正会員が定期的に受ける評価
- ・ 1996年から8年間で
加盟判定審査を受けて正会員になった大学 113 大学
相互評価を受けた大学 133 大学
1996年当時の正会員大学数 194 大学との関係で、評価を受けた大学数をどう解釈するか。
- ・ 2004年8月、認証評価機関として文部科学大臣より認証
第1回の認証評価実施

2 大学基準協会の大学評価（認証評価）の概要

資料参照

3 大学基準協会の大学評価（認証評価）の特色

会員制の組織であること

正会員としてふさわしい水準にあるか、という視点（水準評価）

大学自身が掲げる理念・目的に照らして評価を行うこと

大学自身が掲げた理念・目的、教育目標の達成に向けてどのような努力が払われているか、どれだけ達成されているか、という視点（達成度評価）

ピアレ・ビュー（同僚評価）の精神

「ピア」とは、正会員の教職員

大学全般に関わる事項の評価と、専門分野ごとの評価を組み合わせた総合的な評

価

全学的事項を評価する分科会(全学分科会)のほかに専門分野ごとにも分科会(専門分科会)を設けて評価を行うこと

4 認証評価機関としての課題

認証時に付された留意事項への取り組み

- 1) 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との一体的な運用については、必要に応じ見直すことが求められる。特に、各大学の評価機関選択の幅を拡大する観点から、会員以外の大学が評価を受けることについて、今後の会員の加盟状況等も踏まえつつ、検討する必要がある
- 2) 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との関係を明らかにするため、評価結果を公表する際に、認証評価の結果であることを併記するなど、工夫が必要である。
また、「相互評価」という名称については、第三者評価であることについて誤解を与える可能性があることから、今後検討する必要がある。
- 3) 客観性・透明性の高い第三者評価を行うため、評価基準の適用等について、会員校へ特段の配慮を行うこと等のないよう、適正に運営する必要がある。
結果の公表のあり方

アメリカにおけるアクレディテーション・システムについて

1 アクレディテーション・システムの成立の背景

- ・ 最初のアクレディテーション協会は、高校と大学の教員によって、中等教育と高等教育の接続の問題等の話し合いの場として設立された。
- ・ 合衆国憲法修正 第 10 条(連邦政府の権限が憲法に明記されている事項以外の権限については、すべて週と人民に留保される)により、アメリカでは、教育に関する諸権限は、連邦政府ではなく、州政府に属するものとされている。
- ・ ただし州の認可は、厳格さにおいてはまちまち。

- ・ 州政府、連邦政府とは離れて、大学関係者が組織したアソシエーションによるアクレディテーションが発達した。

2 アクレディテーション団体の種類

- ・ 教育機関別アクレディテーション
Regional Accrediting Organizations 6 団体(8つの委員会)
National Accrediting Organizations 11 団体
- ・ 専門分野別アクレディテーション
Specialized/Professional Accrediting Organizations 64 団体

3 アクレディテーションの機能およびメリット

- ・ 教育機関もしくはプログラムが、協会が採択した基準に適合していることを確認すること。
- ・ 進学を希望する学生が良好な教育機関を選択するための支援をすること。
- ・ 教育機関に対し、転学に伴う単位を認定できるか否かを決定する際の支援をすること。

こと。

- ・ 公的もしくは私的な資金の投資のために教育機関およびプログラムを選定するための支援をすること。
- ・ 学内外の有害な圧力から教育機関を保護すること。
- ・ 問題のあるプログラムの自己改善のための目標を設定し、教育機関の間の標準レベルを上げるよう刺激すること。
- ・ 教育機関の評価と将来計画の策定に教員とスタッフを包括的な巻き込むこと。
- ・ 専門職に関する資格や免許のための基準を設定し、また、そうした資格や免許取得のためのコースの向上を図ること。
- ・ 連邦政府の支援の対象となるか否かを決定するための基礎として、考慮すべき理由を提示すること。

4 アク্রেディテーションのプロセス

- ・ 申請資格 : アクレディテーション団体は教育機関がアクレディテーションを申請するための資格要件を設定する。
- ・ 基準 : アクレディテーション団体は教育機関と協力して基準を設定する。
- ・ セルフスタディ : アクレディテーションの申請をしようとする教育機関もしくはプログラムは、徹底的なセルフスタディを行い、アクレディテーション団体の設定した基準に照らして、そのパフォーマンスを測定する。
- ・ 実地視察 : アクレディテーション団体によって選定されたチームは、申請機関もしくはプログラムが基準を満たしているか否かを決定するために、当該教育機関もしくはプログラムを訪問する。
- ・ 公表 : 申請機関もしくはプログラムがアクレディテーション団体の設定する基準を満たしている場合、アクレディテーションのステータスを付与するとともに、他のアクレディットされた教育機関もしくはプログラム同様、公式の刊行物にその機関もしくはプログラムの名称を掲載する。
- ・ モニタリング : アクレディテーション団体は、アクレディットした教育機関もしくはプログラムがその後もその団体の基準に適合していることを確認するために、アクレディテーションのステータスが付与された期間を通じて、その教育機関もしくはプログラムを監督する。
- ・ 再評価 : アクレディテーション団体は、アクレディテーションのステータスの継続を保証するか否かを確認するために、リストに掲載している各教育機関やプログラムを定期的に再評価する。

5 アクレディテーション団体の質を保証するシステム

C H E A (Council for Higher Education Accreditation) による質保証

- ・ C H E A はボランティアな団体
 - ・ C H E A の主な活動
- 1) 連邦議会、連邦教育相、社会一般、学生等に対するアクレディテーションの代表者となること。

- 2) アク্রেディテーションに関する種々のサービス提供
- 3) C H E A自身のもつ基準によって、アクレディテーション団体を認定し、その質を保証すること。
 - ・ 会員は、C H E Aの認定を受けたアクレディテーション団体からアクレディットされている大学。現在約 3000 大学が会員
 - ・ C H E Aに認定されているアクレディテーション団体は、58 団体
 - ・ アクレディテーション団体にとって、C H E Aの認定を得ることは一定の質保証の意味があるが、必要条件ではない。
 - ・ 大学がC H E Aの会員であることは直接的なメリットをもたらすわけではない。

連邦政府による質保証

- ・ 高等教育機関の質保証に関する直接的な法的権限は有していない。
- ・ アクレディテーション団体の認定行為を通じて間接的に高等教育機関の質保証に関与。ただし、関与は学生に対する奨学金の貸与やこれに類似した連邦政府のプログラムへの参加資格に関する場合に限られる。
- ・ 教育に関する調査研究や消費者への情報提供のためにデータ収集を実施(Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS))。

アクレディテーションをめぐる最近の動向

- ・ アウトカムアセスメントの重視
- ・ 高等教育法(アクレディテーション団体を認定する法的根拠)の改正(審議中)による結果(findings)の公表の義務化?
- ・ 遠隔教育の重視

質保証システムの日米比較

アメリカ	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアリズムの確立 ・ 大学がアクレディテーションを受けること、アクレディテーション団体がC H E Aや連邦政府の認定を受けることは任意 ・ アクレディテーションは最低限の質保証 ・ 評価結果は非公表(変化しつつある) ・ アクレディテーションの定着(メリットとの連動と無関係ではない) ・ 設置認可とアクレディテーションは基本的に関連していない州が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価の法制度化 ・ 大学が認証評価を受けることの義務化 ・ 文部科学大臣による評価機関の認証 ・ 自立的なシステムは未成熟 ・ 質保証として認証評価は不完全 ・ 評価結果は公表 ・ 認証評価にはメリットはなく、制裁措置のみがある。 ・ 設置認可の事後チェックとしての認証評価の位置づけ

日米比較から見えてくるいくつかの課題

日本にふさわしい質保証システムをいかに確立するかの具体的課題

おわりに